

2026SUMMER 特別金利定期預金

(2026年7月13日現在)

商品名		2026SUMMER 特別金利定期預金
取扱期間		2026年7月13日(月)～2026年9月30日(水) 募集総額500億円に達し次第、新規取扱を終了します。
販売対象		個人・法人のお客様
ご利用の条件		・2026年6月1日(月)以降に、新たに当金庫にご入金されたご資金でのお預け入れであること - 以下に該当する場合は対象外です。 ・当金庫で既に預入いただいている定期預金の中途解約資金や流動性預金(普通預金等)からご出金されたご資金 ・取扱期間中に一旦当金庫からご出金された資金 ・個人のお客様は、京都信用金庫アプリ「てのひら京信」をご利用いただいていること
期間		個人：1年(単利型)／3年(複利型) 法人：1年(単利型)
種類		自動継続
継続区分		元加式／利払式
商品		一般／総合口座
預入 (受入)	預入(受入) 方法	一括預入
	預入金額	一口あたり100万円以上 ※お一人様(1法人)につき、預入合計5,000万円を上限とさせていただきます。
	預入単位	1円単位
払戻(支払)方法		満期日以後に一括して支払います。
利息	適用金利	・固定金利(預入時に表示する金利を満期日まで適用します。) ※金融情勢等により、商品内容や金利等の条件を変更する場合があります。
	利払方法	満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。
税金		・個人の利息には、20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。
手数料		
付加できる特約事項		・「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利)。 ・マル優利用資格を有するお客様はお申出によりマル優の取扱いができます。
満期前解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、定期預金の満期前解約金利一覧表「別表1」の預入期間に応じた、満期前解約金利および預入日から解約日の前日までの日数により計算した満期前解約利息とともに支払います。

満期日以後の取扱い	預入時の適用金利は初回満期日までとし、満期日に同一期間のスーパー定期に自動継続します。適用金利は継続日における金額階層別店頭表示金利を適用します。
金利情報の入手方法	金利については、当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075－211－2111）にお申出ください。
紛争解決措置	紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03－3517－5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075－231－2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。
その他参考となるべき事項	・本商品は店頭窓口限定商品となります。京都信用金庫アプリ「てのひら京信」での預入はできません。 ・預入期間3年の場合は複利型となります。単利型はお選びいただけません。 ・法人は、任意団体や権利能力なき社団を含みます。 ・金融情勢等により、取扱期間中でも本商品の取扱いを中止あるいは内容（適用金利等）を変更させていただく場合がございます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。 ・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。